

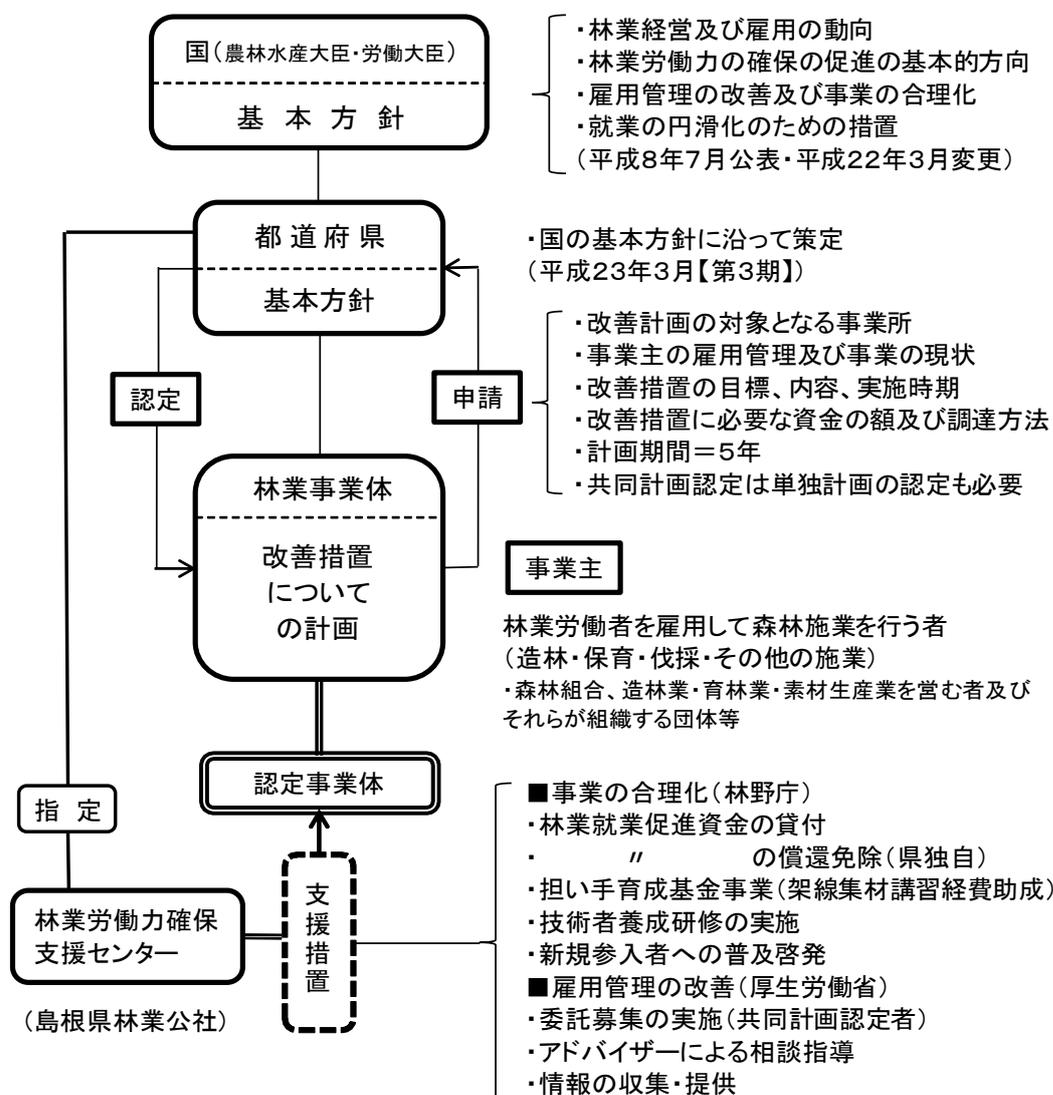
# 「雇用管理の改善及び事業の合理化を一体的に図るために必要な措置（改善措置）についての計画」の認定制度について

## 1 趣 旨

この制度は「林業労働力の確保の促進に関する法律」（平成8年5月24日法律第54号）に基づき、林業事業者が策定した同計画を、国の基本方針及び都道府県の基本計画に照らし、林業労働力の受け皿として一定の水準を備えている、または雇用管理の改善と事業の合理化の実施が見込める場合、県知事が認定します。

認定された事業主（認定事業主）に対して、林業労働力確保支援センターが中心となり、雇用管理の改善及び事業の合理化に関する支援措置を一体的に講ずることにより、林業労働力を確保していこうとするものです。

## 2 仕組み



### 3 認定基準

「林業労働力の確保の促進に関する法律の運用について」（平成8年5月24日付け林野庁長官等通知）により、次に示す水準を改善措置の努力目標とする。

#### （1）雇用管理の改善の観点

- ①雇用の安定化については、全雇用労働者のうち常用の者の増加が5年間で1割以上であること。
- ②労働時間の短縮については、5年間で週所定労働時間の短縮が1時間以上又は休日数の増加が5日以上であること。
- ③振動機械の使用時間の短縮については、1労働者の1月あたりの振動機械の使用時間（以下「1労働者1月振動機械使用時間」という。）の短縮が5年間で1割以上であること。
- ④労働強度軽減については、1労働者の1月あたりの重筋労働（主索張り作業、ワイヤロープ引出し作業、丸太巻立作業、手工具による伐木造材作業等）への就労時間（以下「1労働者1月重筋労働就労時間」という。）の削減が5年間で1割以上であること。

#### （2）事業の合理化の観点

- ①生産性の向上については、素材生産事業に係る労働生産性の向上が5年間で2割以上あること。
- ②事業規模の拡大については以下の基準に合致していること。
  - a 素材生産事業に係る年間事業量が3,500m<sup>3</sup>未満の事業主にあつては、5年間で7割以上素材生産量が増加すること。
  - b 3,500m<sup>3</sup>以上5,000m<sup>3</sup>未満の事業主にあつては、5年後の素材生産量が6,000m<sup>3</sup>以上となっていること。
  - c 5,000m<sup>3</sup>以上の事業主にあつては、5年間で2割以上素材生産量が増加すること。
- ③次官通達の記の第5の2の（3）のアからカに掲げる林業機械（以下「高性能林業機械」という。）の導入台数を計画的に拡大すること。